北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議

平成二十二年十一月二十六日

参 議 院 本 会 議

ŧ を行った。その被害は、 北朝鮮は十一月二十三日、突如として韓国の島・大延坪島及びその周辺海域に向け、 一般住民を巻き込む武力による挑発は、決して許されない行為である。 まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。 韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このよう 北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようと 約百七十発もの砲撃

本院は、今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、

者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならず、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、 国際社会とし

ても看過できない挑発行為である。

挑発行為を放棄し、 本院は、 今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、 拉致問題を早期に全面解決することも強く求める。 北朝鮮が核兵器の開発も含め、 あらゆる軍事的な

緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、 高めるため、 政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と 韓国及び米国を始めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすべきである。 北朝鮮に対する国際的な圧力を

右決議する。